第明治三十五種郵便物認可

平成２８年（フ）第４８０号
広島市南区皆実町６丁目15番23―301号
破産者　濵先　　進
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６７号
徳島県徳島市鷹匠町４丁目27番地の１
ディーマークマンション110
破産者　友竹　訓司
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５号
沖縄県沖縄市美原３丁目４番12号　富山Ｄ棟
破産者　宮平真理子
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第３５号
福島市上鳥渡字しのぶ台９番地の３
破産者　佐藤　有輝
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１０５号
愛知県豊田市若宮町６丁目５番地　若宮ビューハイツ302号室、住民票上の住所岐阜県岐阜市大洞紅葉が丘５丁目３番地　（市営住宅大洞緑団地　22号棟2236号室）
破産者　丹羽　晃司
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
愛知県豊田市水源町３丁目１番地78　市営Ｂ３―306号
破産者　瀬川　玲美
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地１　公団142―919号
破産者　菊本　千夏
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
山口県周南市大字須々万奥477番地、住民票上の住所山口県周南市大字金峰2770番地の１
破産者　倉光　明宏
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１号
香川県観音寺市流岡町1327番地１
破産者　岡田　翔太
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第１３号
愛媛県今治市北鳥生町１丁目４番８号　市営北鳥生団地504号、前住所愛媛県今治市高橋甲62番地３、前々住所愛媛県今治市八町西３丁目７番28号
破産者　渡邉　香織（旧姓森田）
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第２８８号
福岡県遠賀郡岡垣町東松原２丁目９番５号
破産者　松尾　重政
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２９４号
福岡県中間市大字垣生1233番地２　ヴィラナリー中間５号棟301号
破産者　平山　　聡
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１０号
北九州市小倉北区片野新町１丁目９番１―406号
破産者　長谷河龍裕
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３３１号
北九州市門司区柳町３丁目15番25号
破産者　榎本　直子
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８０号
大分県臼杵市大字市浜1008番地の３
破産者　河野　一成
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第８０５７号
埼玉県さいたま市緑区大字大門130
破産者　松本　幸夫
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８２１号
東京都台東区根岸２丁目11番６号
破産者　サカタ株式会社
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８２２号
東京都荒川区西日暮里２丁目16―３―1301
破産者　坂田　貞和
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部